

「議案第1号 令和3年度堺市一般会計予算」に対する付帯決議

本件予算歳出中、3款民生費3項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童自立支援施設措置委託事業は、非行や家庭環境等に問題を抱える子どもを大阪府立修徳学院（以下単に「修徳学院」という。）に入所措置し、それぞれの子どもの状況に応じて必要な指導を行い、社会的自立を支援するものである。同款同項8目児童福祉施設建設費の児童自立支援施設整備事業は、非行や家庭環境等に問題を抱える本市の子どもを同施設に入所させ、自立に向けた支援を行う福祉施設である児童自立支援施設の機能を確保するものである。

本事業の実施に際し、市執行機関においては、下記各項について慎重かつ適正に執行することを強く求め、ここに付帯決議する。

記

1. 堺市立児童自立支援施設基本計画の中止の判断にあたっては、本市の長期的な児童福祉、社会的養護の充実の視点に立ち、修徳学院において寮を増設する効果を最大限発揮できるよう慎重に判断を行うこと。
2. 修徳学院における寮の増設費用および運営費用の負担にあたっては、法令やこれまでの経緯に照らしながら大阪府と十分に協議し、適正かつ公正なものとなるよう努めること。
3. 修徳学院への事務委託にあっても、堺市立児童自立支援施設基本計画に記載された三つの基本方針「一人ひとりの課題に応じた指導・支援ができる体制づくり」、「地域とつながりのある施設運営」、「退所後の地域生活における受入環境と支援体制の構築」について、その目的が達成できるよう取り組むこと。